

盛岡広域振興局長

提出者

住所 〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

氏名 盛岡・紫波地区環境施設組合

管理者 矢巾町長 高橋 昌造

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

地球温暖化対策(変更)計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項(第82条第2項)の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の名称	盛岡・紫波地区環境施設組合	*整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	2,270 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者			

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
盛岡・紫波地区環境施設組合 清掃センター	〒028-3603 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2	2,240 kl
盛岡・紫波地区環境施設組合 清掃センターふれあい館	〒028-3603 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第12地割168番地2	11 kl
盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	〒028-3604 岩手県紫波郡矢巾町大字東徳田第14地割39番地3	19 kl

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に(別途)一覧を作成の上添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(6)年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量					
	数値 A	単位	熱量(GJ) B	数値 C	単位	熱量(GJ) D			
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL				
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL				
揮発油(ガソリン)	2.98	kL	100		kL		100	7	
ナフサ		kL			kL				
ジェット燃料		kL			kL				
灯油	97.39	kL	3,555		kL		3,555	244	
軽油	14.66	kL	557		kL		557	38	
A重油		kL			kL				
B・C重油		kL			kL				
石油アスファルト		t			t				
石油コークス		t			t				
化石燃料	石油ガス								
	液化石油ガス(LPG)								
	石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³			
	液化天然ガス(LNG)		t			t			
可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
	石炭								
石炭	輸入原料炭		t			t			
	原料炭		t			t			
	コークス用原料炭		t			t			
	吹込用原料炭		t			t			
	一般炭		t			t			
	輸入一般炭		t			t			
輸入無煙炭		t			t				
石炭コークス	2,057.40	t	59,665		t		59,665	6,541	
コールタール		t			t				
コークス炉ガス		千m ³			千m ³				
高炉ガス		千m ³			千m ³				
発電用高炉ガス		千m ³			千m ³				
転炉ガス		千m ³			千m ³				
その他の燃料	都市ガス		千m ³			千m ³			
	()								
非化石燃料	黒液		t			t			
	木材		t			t			
	木質廃材		t			t			
	バイオエタノール		kL			kL			
	バイオディーゼル		kL			kL			
	バイオガス		千m ³			千m ³			
	その他バイオマス		t			t			
	RDF		t			GJ/t			
	RPF		t			GJ/t			
	廃タイヤ		t			GJ/t			
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t			
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t			
	廃油		kL			GJ/kL			
	廃棄物ガス		千m ³			千m ³			
	混合廃材		t			t			
水素		t			t				
アンモニア		t			t				
その他燃料()									
小計①							63,876	6,830	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ			
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ			
	温水		GJ			GJ			
	冷水		GJ			GJ			
	地熱		GJ			GJ			
	温泉熱		GJ			GJ			
	太陽熱		GJ			GJ			
	雪氷熱		GJ			GJ			
小計②									
電気	電気事業者①	2,791.06	千kWh	24,115		千kWh	24,115	1,122	
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh			
	自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh			
	自家発電	太陽光		千kWh			千kWh		
		水力		千kWh			千kWh		
		風力		千kWh			千kWh		
		その他		千kWh			千kWh		
	小計③						24,115	1,122	
合計 ④=①+②+③							87,991	7,952	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	2,270	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分		温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	7,952 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素	t-CO ₂
メタンの排出量		t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量		t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量		t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量		t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量		t-CO ₂
合計		7,952 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

2027年度までに2024年度比で3%以上削減

【具体的な取組】

○省エネルギー

①電気・・・以下の方法により使用量約5%の削減目標

- ・ごみ焼却施設で得られる蒸気エネルギーでのごみ発電を計画的に行い、一般電気事業者の供給による電気量の軽減化を図る。
- ・各処理施設で設備内機器を更新する際は、省エネ機器を積極的に導入する。
- ・冷暖房の適正な温度管理(冷房28℃程度、暖房20℃程度の設定)の徹底
- ・昼休み時は消灯し、外光による明かりを活用する。
- ・勤務時間外の消灯チェックなど照明のこまめな消灯を行う。

②ごみ焼却施設の稼働に伴う各燃料等・・・以下の方法により使用量約3%の削減目標

- ・焼却不適ごみの搬入防止を徹底し、ごみ焼却施設で使用するエネルギー使用量の削減をする。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

- ・ごみ発電の計画的実施

○自動車利用抑制

- ・公務等移動時は、なるべく乗り合わせとする。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

・エネルギーの使用状況に基づくエネルギー効率向上のため省エネルギー関連の会議のなかで省エネルギー手段を検討していく(概ね1回/月)

(3) 計画の達成度の把握方法

・年一度の定期報告書、温室効果ガス算定排出量等の報告書で評価し、その評価に基づいて更に改善点を洗い出し、改善を行っていく。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

- ・コピー用紙は再生紙とし、複数ページの場合は基本的には両面コピーとする。また、重要文書以外のミスコピーは捨てるのではなく、リサイクルもしくは裏紙として利用する。
- ・組合関係市町と連携して、リサイクル推進をはかる。